

令和 8 年度桐生市スズメバチの巣駆除費補助金に係る
指定業者の選考要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付に係る指定業者の選考に必要な事項を定める。

2 業務の内容

- (1) 桐生市内の一般住宅、併用住宅及び自治組織が管理している建物又はその敷地内に営巣したスズメバチの活動巣の撤去、処分。
- (2) 市民が負担する駆除費用の徴収。
- (3) 市民への補助金交付に関する申請書類の事務。

3 業務の期間

駆除実施期間は、令和 8 年 4 月 16 日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。
補助申請書類提出期間は令和 9 年 2 月 5 日までとする。

4 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 桐生市内に本店、支店、営業所又は事務所を有し、事業を営んでいること。
- (5) スズメバチの巣駆除について、安全かつ迅速に実施することができ、業務実績があること。
- (6) 業務の遂行に関し、協定を締結することができる者。
- (7) 参加形態は単体による参加であること（共同企業体でないこと）。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) その他、依頼者側との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は入札参加申請書（様式第 2 号）を提出し、入札参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

(1) 申請期間

令和 8 年 4 月 6 日(月)から 9 日(木)までの午前 9 時から
午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）

※申請期間内に、申請に必要な書類を下記提出先に直接持参するものとし、
郵送、電話、ファックス、インターネット等による受付は行わない。

(2) 提出先

桐生市織姫町 1 番 1 号
桐生市役所市民生活部 SDGs 推進課環境保全担当
（桐生市役所本庁舎 3 階）
電話 0277-32-4201

(3) 提出書類

- ①入札参加申請書（様式第 2 号）
- ②会社概要及び実績がわかるもの
- ③完納証明書（発行後 1 ヶ月以内）

6 入札参加資格審査方法及び審査結果の通知

上記の 5 の提出書類により入札参加資格の有無を審査し、
令和 8 年 4 月 15 日(水)までに申請者あてに審査結果（様式第 3 号）を
通知する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時（予定）

令和 8 年 4 月 16 日(木) 午前 11 時～

(2) 場所（予定）

桐生市役所本庁舎 2 階 202 会議室

8 その他

指定業者は、当選考要領に則り選考され、協定を締結し、スズメバチの
巣駆除業務指定通知書（様式第 4 号）を通知されたものとする。

様式第 1 号

スズメバチの巣駆除業務及び駆除費等に関する協定書

桐生市（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）とは、桐生市内におけるスズメバチの巣駆除業務及び駆除費等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、補助事業が円滑に行われるよう指定業者と必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第 2 条 補助事業者は、要綱に規定する個人とし、法人は補助対象としない。

（駆除費等）

第 3 条 乙は、駆除業務の実施に係る駆除費等について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 駆除費は巣 1 個につき、〇〇円（税抜）とする。

※消費税及び地方消費税は、別途加算とする。

(2) 補助事業者から請求、受領に関する手続きの委任を受けたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これを受けること。

(3) 前号の委任を受けた場合は、駆除費の全額から補助金相当額を差し引いた額を依頼者から領収すること。なお、領収書は乙の作成したものを使用し、乙の名称、所在、連絡先を明記すること。

(4) 補助事業者が委任しない場合は、補助事業者から駆除費の全額を徴収し補助金の申請書類等の作成について、説明すること。

(5) 事業完了報告書に添付する駆除状況写真について、巣が壁の中にある等写真撮影が困難な場合は、駆除作業中の写真を添付し、状況を詳細に記入すること。

（出張費）

第 4 条 乙は、スズメバチの活動巣がなかった場合等、現場確認のみで駆除等の作業が発生せず、いかなる作業費用も発生しなかった場合は、出張費として駆除費の 10%以内（10 円未満は切捨て）の額を依頼者から徴収することができる。

(指定業者の責務)

第 5 条 乙は、駆除業務の実施にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駆除依頼を受けた場合は、速やかに駆除を行うこと。
- (2) 駆除を実施する前に、依頼者に作業内容を説明し、駆除費用の全額、内訳及び補助金相当額について説明を行うこと。
- (3) 駆除業務は、やむを得ない場合を除き、依頼者（又は代理人）立会いのもとで行うこと。
- (4) 駆除作業を行う者は、第三者に損害を与えないよう十分な注意を払うこと。
- (5) 撤去した巣は指定業者が持ち帰り、適切に廃棄処分すること。

(交付申請兼実績報告書の提出期限)

第 6 条 乙は、交付申請兼実績報告書を、特別な事情がある場合を除き、業務を行った月の 1 日から末日分までをまとめて翌月 5 日までに甲に提出するものとする。翌月 5 日が土・日・祝日の時は、その翌日までに提出するものとする。

(協定期間)

第 7 条 協定期間は、令和 8 年 4 月 16 日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。

(損害賠償責任)

第 8 条 乙は、駆除業務の実施について、業務従事者または依頼者または第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第 9 条 乙は、駆除業務等の実施に当たり、業務上知りえた秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第 10 条 乙は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(指定の取消し)

第 11 条 甲は、指定を受けたものが次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 令和 8 年度桐生市スズメバチの巣駆除費補助金に係る指定業者の選考

要領に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 協定の締結事項に違反したとき。

(3) その他指定業者として不適当と認められたとき。

(協定外事項の処理)

第 12 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定を締結した証として、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 桐生市織姫町 1 - 1

桐 生 市

代 表 者 桐生市長 荒 木 恵 司

乙

様式第2号

桐生市条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

桐生市長 荒 木 恵 司

住 所
名 称
代 表 者 名 印

桐生市スズメバチの巣駆除費補助金に係る指定業者の入札に参加を希望し、
下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札参加申請書（様式第2号）
- 2 会社概要及び実績がわかるもの
- 3 完納証明書（発行後1ヶ月以内）

年 月 日

様

桐生市長 荒木 恵 司

桐生市条件付き一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のあった、桐生市条件付き一般競争入札参加資格について、下記のとおりを確認したので、通知します。

記

1 業務名 スズメバチの巣駆除業務及び駆除費等に関する業務

2 競争参加資格 あり

なし 参加資格がないと認めた理由

3 その他 (1) 入札及び開札日

年 月 日 () 午後 時～

桐生市役所本庁舎 階 会議室

(2) 提出書類

入札書

委任状 (出席が代理人の場合のみ)

様式第4号

スズメバチの巣駆除業務及び駆除費等に関する業務指定通知書

年 月 日

様

桐生市長 荒木 恵 司

令和8年度桐生市スズメバチの巣駆除費補助金に係る指定業者の選考要領に規定する業者に指定しましたので通知します。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで